

竹富町観光案内人条例に係る各種要綱の主なポイント

1 改正条例の施行にあわせて施行すべき要綱について

竹富町行政手続条例の規定を踏まえ、改正条例の運用にあたって必須と想定される以下の3要綱について、改正条例の施行日と同日での施行を想定。

- ・ 竹富町観光案内人条例における審査基準に係る要綱
- ・ 竹富町観光案内人条例における不利益処分の基準に係る要綱
- ・ 竹富町観光案内人条例における免許等への条件の付与に係る要綱

2 竹富町観光案内人条例における審査基準に係る要綱（案）について

- ・ 条例及び規則において示した審査基準のうち、解釈基準を示すことが適切と考えられるものについて、本要綱においてその基準を規定。
- ・ 傷害保険及び賠償責任保険の補償内容については、一般社団法人日本エコツアーリズム協会が会員向けに提供する傷害保険及び賠償責任保険の補償内容を参考として設定。
- ・ 一次救命処置及び水難救助に係る知識及び技術に関する審査基準の解釈については、現行条例と同等のものを規定。
- ・ 地域社会の発展に努める意思を有することに関する審査基準の解釈については、免許の有効期間と想定される今後3年間を対象とした、自然環境保全等を目的とした行事への参加等に関する具体的かつ公民館活動に比して妥当な計画を有するか否かを規定。
- ・ なお、施行規則において規定する町長が主催又は指定する講習又は試験については、現在その詳細に関する検討を重ねているところ。その概要が固まり次第、本要綱を改正し反映する予定。

3 竹富町観光案内人条例における不利益処分の基準に係る要綱（案）について

- ・ 条例違反行為をその軽重に応じ、AからEまでの5種に分類。分類ごとに、免許停止日数及び過料の金額を規定。
- ・ 過料と措置命令、免許取消処分及び免許停止処分は、併せて行うことを妨げない旨を明記。
- ・ 措置命令については、命令後には是正措置を講ずるための猶予期間を14日と規定。
- ・ 免許停止処分は、A、B又はCに分類される違反行為であって、かつ命令に係る措置をとらなかったとき等に行う旨を規定。また、その停止日数は最短14日、最長180日と規定。
- ・ 免許停止期間の加重規定を設けており、当該規定に基づく停止日数が180日を超えた場合においては、免許取消しを行う旨規定。
- ・ 過料については、A、B、C又はDに分類される違反行為に対して、5万円、3万円、1万円と三段階に差異を設けて規定。なお、過料については免許停止処分と異なり、措置命令の発出を処分の前提としていない。

4 竹富町観光案内人条例における免許等への条件の付与に係る要綱（案）について

- ・ 現行条例の運用状況等を踏まえ、別表にて付与が想定される項目、条件例文及び留意事項を整理して規定。